

京都西山短期大学

令和 7 年度 自己点検・評価簡易報告書

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
＜区分 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果に係る観点＞		学 長	学 科	事 務 局	教 学 課	総 合 支 援 課	入 試 広 報 課	＜区分 基準Ⅰの現状＞
A 建学の精神	基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。	○		◎				「慈悲と智慧」を建学の精神とし、仏教による教えを学び、習得していく「智慧」と、思いやりのあるあたたかい心を育む「慈悲」による人間力の形成を目指している。 弘安 3年に学寮が創設されて 740 年余りたった現在でも、その根本理念は変わることなく、現在も維持している。
	基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。		○	◎				教育目的として、学則に「高等普通教育の基礎の上に仏教の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする」と明記し、教育目標として「地域や社会で活躍できる人材の育成」を掲げ、「他者への思いやり」の心を育みつつ、社会人に必要とされる力を総合的に身につけ、それをもって地域や社会で活躍できる人材を育成することをウェブサイト等で学内外に公開している。
B 教育の効果	基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。		○	◎	○			卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけ、その獲得をもって学位を授与している。
	基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。		○	◎	○		○	三つの方針は建学の精神に基づき定めている。 学科会議で卒業認定・学位授与の方針、教学委員会で教育課程編成・実施の方針、入試広報委員会で入学者受入れの方針を検討した後、自己点検・評価委員会で三つの方針の全体的な議論と検討を行い、教授会の審議を経て学長が決定している。三つの方針はウェブサイト・大学案内等の印刷物で学内外に公開している。
C 社会貢献	基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。		○	◎		○		長岡京市教育委員会との地域連携協定に基づく定期的な公開講座の開講や、仏教保育専攻の学生を中心に地域の小学校で行われる「らくしん祭り」や「乙訓おやまなびフォーラム」、「あらぐさ祭り」等に参加し、地域へのボランティア活動に取り組んでいる。
D 内部質保証	基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。		○	◎	○			自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を組織し点検・評価活動を行っている。令和4年度から「自己点検・評価簡易報告書」を作成し、ウェブサイトで公開しているほか、外部評価員からの意見を聴取している。令和 5 年度にアセスメントポリシーを策定し、PDCA サイクルの整備を行っている。
	基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。		○	◎	○			質保証は部分的には行っているが、入学著うち大半が留学生が占めるなど想定外のことが多く、全体的なシステムとして機能するにはもう少し時間が必要である。

<テーマ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の課題>

<B 教育の効果>

- ・コースごとに定めている三つの方針の書き方が、それぞれで異なっているため相互に調整し、全体的に統一感を持たせること必要である。

<D 内部質保証>

- ・教育の質保証については、質保証のシステムは整備しているが、現時点では十分に機能しているとは言えない。

<テーマ 基準Ⅰの特記事項>

令和6年度の認証評価において向上・充実のための課題として指摘された事項

<B 教育の効果>

- ・学習成果は卒業認定・学位授与の方針に示されているものの、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が不明確なので、改善が望まれる。

<基準Ⅰの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

<B 教育の効果>

- ・卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することとしていたが、新たに教育目標に沿った学習成果を新たに策定する。そして、その能力を可視化するアセスメントテスト（GPS-Academic）を令和7年度から各学年で全員受験することにより1年間の学習成果を測定していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

<B 教育の効果>

- ・従来の各コースの3つの方針の文言を調整し、共生社会学科としての3つの方針に一本化する。

<D 内部質保証>

- ・アセスメントポリシーに沿って PDCA をはじめとする質保証のシステムが機能するように努める。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援に係る観点＞		学 長	学 科	事 務 局	教 学 課	総 合 支 援 課	入 試 広 報 課	＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞
A 教育課程	基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。		○		◎			学科の卒業認定・学位授与の方針に従って、コースごとの単位授与、卒業認定や取得可能な資格及び免許状について学生便覧に明記し、適切に学位授与を行っている。
	基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。		○		◎			教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成し、学習成果に対応した授業科目で構成している。
	基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。		○		◎			教養教育の内容と実施体制の確立については、各コースの特性に合わせた基礎学力の習得を目指すことに重点を置き教育を行い、授業評価アンケートの活用により効果の測定に努めている。
	基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。		○		◎			職業教育については、近隣地域の企業や商工会と積極的に連携を図り、夏季及び冬季におけるインターンシップを計画・実施している。また、学生個々の将来の職業にあった科目を選択しやすいようコース&ユニット制を令和6年度に検討し来年度から運用できるようにした。
B 学習成果	基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科・専攻課程において学習成果は明確である。		○		◎			卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけ、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義していた。しかし、令和6年度にコースごとに定めている卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を、学科で一本化し、学習成果を教育目標に沿ったものに改めた。
	基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。		○		◎			今までは、学位授与率や資格の取得率により学習成果を査定していたが、次年度以降は、GPS-academicのアセスメントテストを1年次と2年次の7月に全員受験することにより、1年間の学習成果の獲得状況を把握する。
	基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。		○		◎			学習成果は、学位授与率や資格の取得率により査定している。学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格取得率等を用いて測定している。さらに、「思考力」、「姿勢・態度」、「経験」の視点からその能力を可視化するアセスメントを各学年で全員受験することにより1年間の学習成果を測定していく。
	基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。		○		◎			学位授与率や資格の取得者数、授業評価アンケート結果等の学習成果は、ウェブサイト等を介して公表・公開している。
C 入学者選抜	基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。		○			◎		高大接続の観点により、多様な入学者選抜方法を入試委員会で検討し教授会で決定している。また、実施については学生の募集から選抜までの業務を遂行する入試広報課を設置して公正かつ適正に行っている。
	基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。		○			◎		入学者受入れの方針、入学者選抜実施方法や必要経費等の情報は、入学案内、募集要項、ウェブサイトで明示されている。高等学校教員を対象とした進学説明会において、入学者受入れの方針についても説明を行い意見聴取している。

D 学生支援	基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。	○	◎	○	学習成果の獲得に向けた教育資源の活用について、アカデミックアドバイザーの教員が、学生一人ひとりを丁寧に把握し、指導している。教職員間の連携も密であり、週に1度行われるコース会議には職員も参加して情報を共有し、教職員が一体となった支援・指導体制となっている。毎年学期末に「授業をよくするための調査」として学生による授業評価アンケート調査を行い、その結果は授業改善のために活用されている。図書館やコンピュータ、学内LAN、ピアノレッスン室等の整備を行い学習環境を整えている。
	基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。	○	○	◎	生活支援の組織的な実施については、学生と教職員の距離が近いことを生かして、多様なバックグラウンドを持つ学生たちにきめ細やかに対応している。特に、留学生が多く在学しており、学習進度の個人差が非常に大きい。教員間で情報を共有し、進度に合った学習指導に努めている。また、多様な学生を支援するため、独自の奨学金制度等の経済支援制度も設けている。学生相談室は、心理相談や学習相談等、様々な理由で活用している。学生の相談内容を詳細に記録し保管している。基礎学力が不足する学生に対しては所属するコースのアカデミックアドバイザーの教員が、心理的なケアを要する学生に対しては、学生の要請に応じて臨床心理士の資格をもった教員を中心に相談指導を行い、その内容を教職員で共有することで、行き届いた支援・指導に努めている。
	基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にやっている。	○	○	◎	進路支援については、インターンシップの活用を通して学生の進路への意識を高めている。特に留学生が日本で就職する際の在留資格に関する情報を、キャリア系の授業やキャリアアドバイザーの個別指導を通じて正確に理解できるようにしている。また、既に進路が定まっている学生に対しては資格取得に向けて指導している。四年制大学へ編入学する学生も年間数名程度おり、教職員が編入学試験対策の指導をしている。

<テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の課題>

<A 教育課程>

- ・科目ナンバリングを導入し、教育課程の体系性を明示する仕組み構築する必要がある。

<C 入学者選抜>

- ・令和7年度の入学者選抜において入学定員以上に入学者は確保できる見込みであるが、外国人留学生を対象とした入試の募集人員と入学者数が乖離しているため、是正する必要がある。

<D 学生支援>

- ・留学生が卒業後に日本で就労できるようキャリア支援が最重点課題である。
- ・留学生自身が学費を支弁している場合、学業とアルバイトを両立させることが課題である。

<テーマ 基準Ⅱの特記事項>

特になし

<基準Ⅱの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

<A 教育課程>

- ・令和6年度中に科目ナンバリングを策定し、教授会で承認を得て次年度のシラバスに反映する。

<C 入学者選抜>

- ・共生社会学科に名称変更した令和6年度入学者選抜から、外国人留学生の一定数の入学者を見込み募集人員を設定したが想定以上であった。そのため、令和7年度入学者選抜の募集において外国人留学生の募集人員を増やして対応する。

<D 学生支援>

- ・外国人留学生の日本での就職活動を支援するため、1年次の留学生を対象にインターンシップ、企業説明会を実施する。そして、令和7年度の教育課程で日本語力をスキルアップする科目を増設し、サポート体制を強化するため総合支援課にキャリア・アドバイザーを増員する計画である。
- ・アルバイトが必要な外国人留学生が、学業と両立できるよう時間割編成に配慮する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源に係る観点＞		学 長	学 科	事 務 局	教 学 課	総 合 支 援 課	入 試 広 報 課	＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞
A 人的資源	基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。		◎		○			教員数は短期大学設置基準の基準を充足している。学科の教員組織は、それぞれの教育および研究領域の専門性から教員を配置している。
	基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。	○	◎		○			教員の研究を行う環境、機会は確保されており、研究成果を発表する機会として「西山学苑研究紀要」を定期的に発行している。また、科学研究費補助金や外部研究費の獲得に向けた申請を積極的に行うよう、教員評価に科学研究費補助金の申請を項目に加えることとした。FD 活動は、留学生の教育の現状と課題に関する内容等を取り上げ、研修を実施している。
	基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。			◎				小さな短期大学であり、アカデミックアドバイザーの教員、ゼミ担当教員、事務職員等、様々な教職員と日常的にコミュニケーションを取る機会があり、それぞれの学生が話しやすい教職員に学習相談等を行うことができる。組織内での情報共有や連携が積極的に行っており、教職員が一体となって学生支援に取り組んでおり、学生や短期大学の課題の解決を図っている。
	基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。		○	◎				専任教員の職位管理については、教員の教育業績、研究業績を始め、外部資金の獲得、大学運営への貢献、地域・社会貢献等の観点から、教員評価により実施している。事務組織は、事務局事務分掌規程等の諸規程に沿って責任体制を明確にしている。
	基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。		○	◎				SD活動に関しては、SD 委員会規程を整備し、教職員としての能力開発や専門的知識の習得に関する研修を行っているほか、各種団体が主催する研修会にも参加している。事務連絡会議が定期的に開かれ、情報共有が行われている。
	基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。			◎				人事・労務管理は、教職員の勤務、就業に関する規程を整備し、適切に管理している。
B 物的資源	基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。			◎	○			校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。運動施設としては体育リズム室、多目的室があり、適切な広さを確保している。図書館は十分な蔵書と閲覧室を有し、特に浄土学関係の書物が充実している。
	基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。			◎	○			コンピュータシステムについては、セキュリティ対策を専門業者に委託している。節電を徹底し、照明器具の LED 化により省エネルギー対策を図っている。
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。			◎	○			大部分の講義室においてビデオ、DVD機器を設置し、持ち運び可能なプロジェクター、スクリーン、パソコンを準備している。また、基礎教育科目で、ICT利活用技能の習得を図っている。学内 LAN を教職員用と学生用に分けて構築するなど、セキュリティ対策を講じている。
D 財的資源	基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。			◎				財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多いが徐々に解消しつつある。
	基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。			◎				経営指導法人となったため、「学校法人京都西山学園 経営改善計画 令和 5 年度～9 年度（5 ヶ年）」を着実に実行し、財務体質の改善を図っている。特に、短期大学全体の収容定員の充足率は改善しつつあり、学納金収入が増加している。

<テーマ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の課題>

<A 人的資源>

- ・教員数は短期大学設置基準の基準を充足しているものの、コースにより専任教員数に偏りがあるためバランスよく配置できるように改善する必要がある。
- ・事務職員については、欠員補充という形で中途採用して人員配置しているものの、定着率が悪く常に募集している状態で、業務効率が悪い。

<B 物的資源>

- ・専任教員が、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得できるように組織的に取り組む必要がある。
- ・新しいコースの学問分野に沿った蔵書を増やす必要がある。

<C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源>

- ・検定試験結果等の情報管理を整備が必要である。
- ・情報処理室を拡張し、PCの台数を増やす必要である。

<D 財的資源>

- ・財務体質の改善を図っていくため、短期大学全体の収容定員の充足率は改善する必要がある。
- ・グラウンドを適正な価格で売却し、耐震工事に必要な経費を捻出する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲの特記事項>

令和6年度の機関認証において向上・充実のための課題として指摘された事項

<B 物的資源>

- ・火災・地震対策において、実際に学生と教職員が参加する避難訓練が実施されていないので改善が望まれる。

<D 財的資源>

- ・短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい。
- ・財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後「学校法人京都西山学園 経営改善計画 令和5年度～9年度（5ヵ年）」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

<B 物的資源>

- ・令和7年1月に地域の消防署の指導のもと避難訓練を実施した。

<D 財的資源>

- ・令和7年度の短期大学入学者は入学定員の1.12倍となり、全体の収容定員の充足率は、ほぼ100%になる。
- ・財務体質については各部門で徐々に改善している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

<A 人的資源>

- ・コースにより専任教員数に偏りがあることについては、令和7年度の教員採用で改善をはかる。
- ・事務職員については、個人の適性に合わせて適材適所に配置することにより定着率を上げて、業務効率を上げていく。

<B 物的資源>

- ・教員評価制度を活用し、教員の科学研究費補助金の申請を促す。
- ・ビジネス・ITキャリアとこども教育コースの学問分野に沿った蔵書を段階的に増やしていく。

<C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源>

- ・時に日本語能力検定試験結果を情報管理システムに構築し、学習支援に活用する。
- ・令和8年度の授業開始までに情報処理室を拡張し、PCの台数を増やす予定である。

<D 財的資源>

- ・短期大学全体の収容定員の充足率は100%を維持するよう入学者を確保する。
- ・グラウンドを適正な価格で売却については、業者に委託している。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

区分	自己点検・評価のための観点	記載担当部署等						現 状
	＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスに係る観点＞	学 長	学 科	事 務 局	教 学 課	総 合 支 援 課	法 人	＜区分 基準Ⅳ-A-1の現状＞
A 理事会運営	基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。						◎	理事長は学校法人京都西山学園を代表し、寄附行為、経理規程などに基づき法人の業務を総理しておりリーダーシップを適切に発揮している。
	基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。						◎	理事長は寄附行為第9条に基づき学園業務を総理し、そのための理事会、評議員会を開催している。議論を尽くし、合意形成を図りながら学校法人の運営に当たっている。
	基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。						◎	理事は、私立学校法第38条、寄附行為第12条により選任・構成しており、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
B 教学運営	基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために教学マネジメントの確立に努めている。	○					◎	学長は西山浄土宗教師であり、建学の精神、建学の理念等を深く理解している。学則及び教授会規程に基づいて教授会を開催し、学則の定めに従い、教授会の意見をくみ取りながら教学部門の最高責任者として、その校務をつかさどり、教職員を統督している。教授会は教育研究上の審議機関として学則が定める事項について審議し、学長に意見を述べ、学長はその意見を基に適切な決定を行っている。
C ガバナンス	基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。						◎	監事2名を選任し、全ての理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
	基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催し、諮問機関として適切に運営している。						◎	評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織し、私立学校法第41条～第44条に基づき運営している。
	基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。						◎	私学法改正により、令和7年度より会計監査人を配置し、高い公共性を有する学校法人にふさわしいガバナンスを確保し、社会からの信頼に応えるとともに、適正に内部統制の整備・運用を行う予定である。
D 情報公表	基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。						◎	学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づいた教育情報、財務情報等はウェブサイト等を介して公表・公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの課題＞

＜C ガバナンス＞

- ・改正私立学校法に対応した寄附行為変更申請を期限内に行い、認可を受けた後、速やかに理事、評議員、監査、会計監査人の選任準備を行う必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳの特記事項＞

令和6年度の認証評価において向上・充実のための課題として指摘された事項

＜C ガバナンス＞

- ・監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。
- ・評議員会の議事録作成や管理等に関する不備が散見されるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築が必要である。

令和6年度の認証評価において改善を要すると判断された事項について対応

＜B 教学運営＞

- ・学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていない。

＜C ガバナンス＞

- ・評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあるという問題が認められた。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和6年度の認証評価において向上・充実のための課題として指摘された事項

<C ガバナンス>

- ・監事による監査報告書に、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況について今後は記載する。
- ・評議員会と理事会を完全に分離して実施し、学校法人の適切な管理運営体制を構築して事務的なミスを防止する。

令和6年度の認証評価において改善を要すると判断された事項について対応

<B 教学運営>

- ・機関別評価結果の判定までに、学生に対する懲戒処分規程を策定し、機関決定した。

<C ガバナンス>

- ・署名押印の問題については、機関別評価結果の判定までに改善した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組んでいく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

<C ガバナンス>

- ・私立学校法改正の趣旨を踏まえ、寄附行為変更認可申請を期限内に行い、認可後、速やかに理事、評議員、監査、会計監査人の選任の準備を行う。